

令和2年8月11日

保護者様

幼保連携型認定こども園
みなとこども園
園長 渡邊 さくら

県内新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染防止対策と災害時の対応について

長い梅雨が明け、強い日差しが照りつける毎日です。保護者様におかれましては、日々ご健勝のことと拝察申し上げます。

さて、7月下旬より、県内のコロナ陽性者の急増、佐世保市においても陽性者が確認されるなど、感染防止に憂慮する日々が続いております。

つきましては、感染防止対策を策定いたしましたので、お知らせいたします。

また、昨今の気象変動の激化に伴い、災害時や熱中症の対応につきましても、基準をお示しいたしますので、あわせてご確認ください。

園児や保護者様の感染防止と災害時の安全配慮のため、どうかご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

(1) 登降園時の留意事項

- 送迎時の保護者様はマスク着用をお願いします。
- 登降園簿記入前に手指消毒をしてください。
- 玄関ホール等が非常に込み合いますので、園児の送迎は速やかにお願いします。
- 保護者様が37.5度以上の発熱や咳等の風邪症状がある場合は、送迎の方の交替をお願いします。

(2) 園児の登園について

- 37.5度以上の発熱や、平熱より1度以上高い場合、咳等の風邪症状や下痢・嘔吐等の症状がある場合はお休みし医療機関を受診してください。
- 登園後に、上記の症状がある場合は、お迎えをお願いします。
- ご家庭ではもちろん、園でも上記の症状が2日続いた場合はお休みください。
- 発熱のあった翌日は、熱が下がってもお休みください。

(3) 園児がコロナ感染者もしくは濃厚接触者に特定された場合

《佐世保市（子ども支援課）新型コロナウイルス感染症対策 チラシ参照》

- 園児が**感染者**もしくは**濃厚接触者**と診断されたら、速やかに**園にご連絡ください。**対応については、保健所の指示に従ってください。
- 当園園児、職員にコロナ**感染者**が発生した場合、市の要請を受け、原則感染が判明した日から**2週間の臨時休園**となります。
- 当園園児、職員がコロナの**濃厚接触者**に特定された場合、該当者はおおよそ2週

間の登園、出勤自粛となりますが、園は通常開所となります。但し、感染拡大を防ぐために、保護者様に周知の上、一部保育時間の変更が生じる場合があります。

- 園児に関する情報は随時提供いたしますが、園児や保護者の個人情報を守ります。保護者様におかれましては、個人への誹謗中傷につながらないように、情報の取り扱いには、十分ご配慮をお願いします。

※併設児童クラブの児童・職員が感染者・濃厚接触者に特定された場合も同様の対応です。

(4) 災害時の対応（大雨、土砂崩れ、台風等）

- 気象庁が発出する警報を基準とし、
特別警報（今すぐ避難）以上・・・原則休園。
警報（高齢者等避難）・・・状況により、開園・閉園時間の変更、休園。
- ポン de メールにて随時お知らせしますのでご確認ください。

(5) 熱中症防止対策

- 気象庁発出の警戒レベル1～5と気温・室温の実測を基準とし、
レベル4（危険）・・・外遊びは中止
レベル3（嚴重警戒）・・・外遊びは短時間で
- 毎日レベルを玄関ホールに掲示しますので、ご確認ください。

(6) 県外への移動や、外出・外泊について

- 夏休み休暇中はご家族での外出や帰省もあるかと思いますが、現在の県内の感染者増加状況を考慮し、感染防止には十分にご留意ください。

【よくあるご質問から】

Q：保護者が濃厚接触者に特定されたら、子どもは園を休まなければなりませんか？

A：保護者が濃厚接触者でも、子どもは接触者とは限りませんので登園は可能ですが、濃厚接触者である保護者の送迎はできません。子どもへの感染リスクは高いので、可能な限り登園の自粛をお願いします。

Q：園がコロナにより臨時休園した場合、保育料はどうなりますか？

A：園児や職員が感染者と特定され、市から臨時休園の要請が発出された場合、その期間の保育料、副食費は払い戻しがあります。自粛要請期間と同様の扱いになります。

Q：園児や職員が濃厚接触者に特定された場合、利用保護者に通知がありますか？

A：園児や職員が濃厚接触者に特定されても、保健所から園に通知はありません。園児の保護者もしくは職員本人が直接連絡していただく以外は園には知らされません。園に保健所より通知があるのは、園児や職員が感染者と特定され、かつ、発症の2日前から感染特定日までの期間に、園に通園・通勤していた場合のみです。感染者と特定されても、その期間に通園・通勤の行動履歴がない場合は、保健所からの園への通知はありません。保護者・職員本人から感染者・濃厚接触者に特定された旨の連絡を園が受けた場合、市の指示を仰ぎ、個人情報や個人の意向に配慮し、感染拡大防止に努めますのでご協力をお願いします。

【佐世保市(子ども支援課) からののお知らせです】



新型コロナウイルス 感染症対策へのご協力を お願いします

市民の皆様へ

- 引き続きマスクの着用や手洗いの励行、密閉・密集・密接の3密を最大限避けるなど、「新しい生活様式」の実践を徹底してください。
なお、適宜マスクを外すなど、熱中症対策にも十分気をつけてください。
- 県境を越える移動の自粛要請は解除されていますが、新たな感染者が確認されている都道府県への移動は慎重に行い、観光は、人との間隔を確保する等の対策を取ってください。



保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

- 佐世保市から当該保育所等（※）に対し、臨時休園を要請します。
 - 休園期間は、原則感染が判明した日から2週間とします。
 - 臨時休園の間、施設の消毒が完了してから、一部開園を行う場合があります。
- ※なお、お子様（利用者）、職員が新型コロナウイルスの濃厚接触者に特定された段階では、佐世保市から該当者に対し、おおよそ2週間の登園、出勤を避けるよう要請しますが、当該施設は通常どおりの開所となります。
(休園ではありません)

※この対応方針は、国の通知を踏まえ定めているものです。
※お子様（利用者）が感染、濃厚接触者に特定された場合は、ご利用の施設にご報告をお願いします。
※保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設をさします。

このチラシのお問い合わせ先：佐世保市子ども支援課保育幼稚園係
TEL：0956-24-1111（内線：5431～5432）

令和2年8月4日作成